

お客様各位

営業時間変更期間延長及び交代制による在宅勤務のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、安倍首相は昨日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を本日発令する意向を表明しました。対象地域は、感染が拡大している東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪府、兵庫県、福岡県の1都6府県で、8日午前0時から効力を発生させ、期間は1カ月程度とする方針のようです。少なくとも5月上旬の大型連休までは、国民に自粛を求めることとなります。

弊社でも新型コロナウイルスの感染症の拡大防止に向け、従業員および関係者の皆様の感染リスク軽減と、健康・安全を確保するために、営業時間変更の対象期間を下記の通り延長し、併せて可能な範囲で在宅勤務を実施することといたしました。

これに伴い、担当者と直ぐにお電話での対応ができない場合もございますが、折り返し各担当者よりお電話致します。

今後も、状況に応じて営業時間や在宅勤務実施日数等を変更する可能性があります。

それにより、一部サービスのご提供に遅れが生じる場合もございます。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

<実施期間>

・2020年4月1日(水)～~~4月16日(木)~~ **4月30日(木)まで延長**

<営業時間>

・9:00～17:00

<在宅勤務>

・4月7日(火)より週1～2日交代制による在宅勤務を実施

令和2年4月7日

税理士法人おおたか
代表社員 深津 栄一